

王子労基署からのお知らせ (令和8年1月)



☑ 月給制の方への賃金支払いは 東京都最低賃金(時間額1,226円)以上ですか？

月給制で働く方の賃金を支払う際には、以下の計算式で最低賃金額以上で支払われているか確認してください。所定の労働日数や労働時間数を変更した場合にも確認が必要です。

$$\text{月給} \text{ (※1)} \div 1 \text{箇月平均所定労働時間} \text{ (※2)} \geq 1,226 \text{ 円}$$

※1 最低賃金を確認する際の賃金に含まない賃金

- ①結婚手当など臨時に支払われる賃金
- ②賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ③所定休日及び所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（休日、時間外割増賃金など）
- ④午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑤精勤手当、通勤手当及び家族手当



※2 年間の月平均所定労働時間で計算します

所定労働時間が1日8時間で年間の労働日数が240日の場合、1箇月平均所定労働時間は160時間になり、この場合、 $1,226 \text{ 円} \times 160 \text{ 時間} = 196,160 \text{ 円}$ 以上の月給（※1の賃金を除く。）を支払う必要があります。

☑ 建設業で死傷災害が増加しています！

王子署管内における令和7年の休業4日以上の死傷災害は減少傾向にある一方で、建設業では11月末日現在で21人と前年同期の13人と比較して61.5%の著しい増加が見られます。

事故の型では「墜落・転落」「切れ・こすれ」「はさまれ・巻き込まれ」の3つで全体の半数以上を占めています。

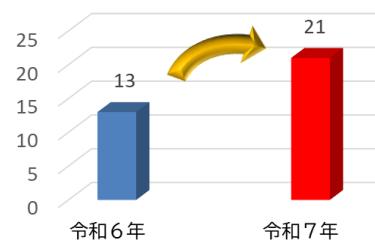
墜落・転落は、①一側足場上で墜落防止用器具を使用していなかった、②資材の揚重のために取外した手すりを復旧しなかったことなどがその要因になっています。

木造建築現場では、丸のこ盤やチェーンソーによる手指の切断・切創が複数件発生しています。

多くの災害は基本的な安全対策を疎かにしたものでその徹底が求められる状況にあります。

また、冬季は凍結・積雪時の「転倒防止」、火気使用場所における「防火管理」にも一層の注意が必要です。

建設業における労働災害の件数
(11月末時点) 休業4日以上



☑ 化学物質管理強調月間について

2月は**化学物質管理強調月間**です。この月間は職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることが目的です。以下のスローガンの下で展開します。



～ 慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方 ～

【実施体制】

- 主唱者 : 厚生労働省、中央労働災害防止協会
協力連携者 : 経済産業省、環境省
協賛者 : 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会
協力者 : 関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体
実施者 : 各事業者

【主唱者・協力連携者・協賛者が実施する事項】

- 化学物質管理に係る啓発
- 化学物質に関する説明会等の開催
- 化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発
- 化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布
- 雑誌等を通じた広報
- 事業者の実施事項についての指導援助



【事業者が実施する事項】



- 製造・取り扱っている化学物質を把握してSDS等で危険有害性を確認する
- ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントを実施する
- 化学物質管理者の選任状況を確認する
- 日常の化学物質管理の総点検をする
- 化学物質管理者などによる職場巡視を実施する
- 有害物の漏えい事故などを想定した訓練を実施する

※第2回化学物質管理強調月間実施要綱の全文は[こちら](#)→



東京労働局公式X(旧ツイッター) 公式アカウント@tokyoroudouMHLW

雇用、労働における各種施策や東京都内の労働基準監督署及びハローワークにおけるイベント情報等をお届けいたします！！

*公式Xに寄せられたコメントへの返信は行っておりません。

こちらから**フォロー**→

